

電源開発促進対策特別会計

(電源利用勘定)の業務等の概要

(文部科学省分)

(1) 電源利用勘定の設置目的

発電用施設等の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るためことが緊要であることにかんがみ、発電用施設等の設置又は改造及びそれらを促進するための技術開発並びに発電用施設等の安全を確保するための施策等を行うために設置されたもの。

本勘定は、第二次石油危機の経験を踏まえ、石油代替エネルギーの開発・導入を図る必要性が高まったことから、石油に代替するエネルギーによる発電に資する財政上の措置(電源多様化対策)に要する費用に充てるために創設された「電源利用勘定」を、平成15年10月からの電源開発促進対策特別会計の歳入歳出構造の見直し(注)に際し、「電源利用勘定」に改称したもの。

(注) 電力自由化が進展する中、投資の規模が大きく、その回収期間が長い電源の立地とその利用を従来にも増して推進していく必要性が高まっていることを踏まえ、具体的には以下の見直しを行った。

(歳出面)

- ・ 長期固定電源への支援の強化
- ・ 原子力安全確保対策の抜本強化
- ・ 発電用途の新エネルギー対策を歳出対象からの除外。(整理の上、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に移管(平成19年度にかけて段階的に実施。))

(歳入面)

- ・ 電源開発促進税の減税(税率の推移については下表を参照)

(1 kWh当たり)

～15年9月30日	15年10月1日～	17年4月1日～	19年4月1日～
44.5銭	42.5銭	40.0銭	37.5銭

(2) 電源利用勘定の特質

本勘定は、整理区分特別会計であり、公共事業等を行う他の特別会計と異なり、補助金等の財政資金の流れのみを経理。

(3) 電源利用勘定が経理している業務内容

発電用施設等の設置又は改造及びそれらを促進するための技術開発並びに発電用施設等の安全を確保するための措置。

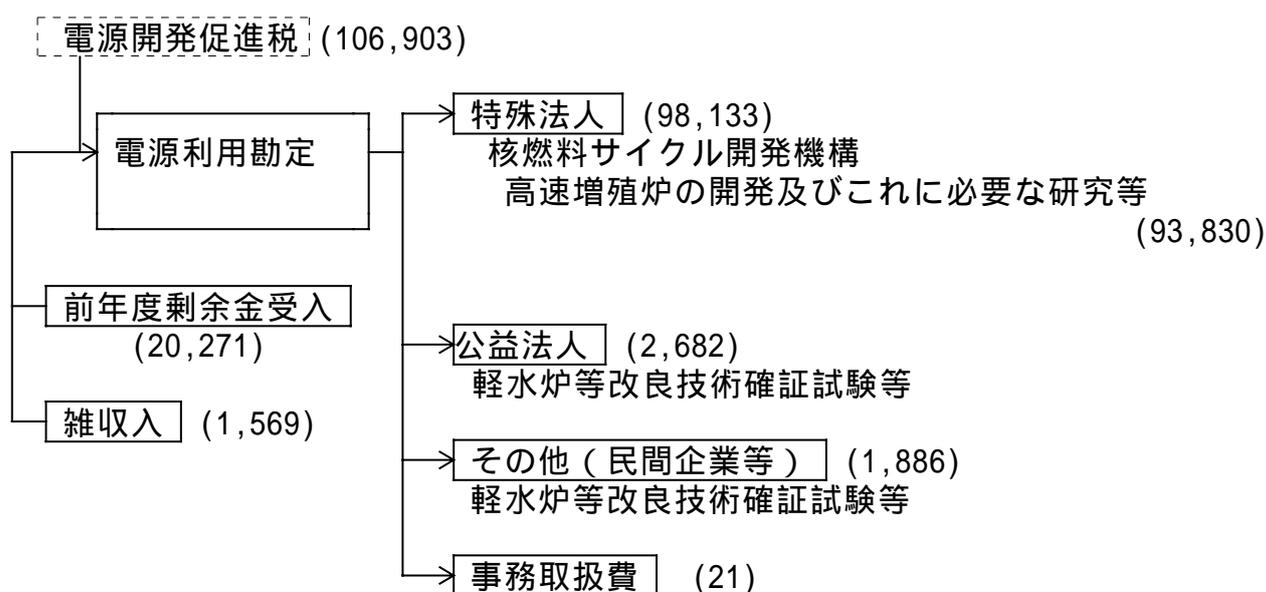
具体的には、

- ・ 水力発電施設又は地熱発電施設の設置又は改造
- ・ 電力の負荷平準化及び系統安定化のための技術開発
- ・ 原子力発電施設、水力発電施設又は地熱発電施設等に係る技術開発
- ・ 発電用施設等の安全を確保するための措置

等を実施。

(4) 他会計、特殊法人等及び公益法人との間の財政資金の流れ

(単位：百万円)



(5) 歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳入総額：128,744

租税（電源開発促進税）	106,903
前年度剰余金受入	20,271
雑収入	1,569

歳出総額：102,724

電源利用対策費

- ・使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費 1,809
内 容：使用済核燃料の再処理に関する調査等
支出先：公益法人等

- ・軽水炉等改良技術確証試験等委託費 6,577
内 容：軽水炉の改良に関する技術開発等
支出先：特殊法人等

- ・放射性廃棄物処分基準調査等委託費 397
内 容：放射性廃棄物処分に関する調査等
支出先：公益法人等

- ・核燃料サイクル開発機構補助金 36,149
内 容：核燃料サイクル開発機構が行う高速増殖炉の開発及びこれ
に必要な研究等の事業に要する経費の補助
支出先：核燃料サイクル開発機構

- ・核燃料サイクル開発機構研究費補助金 49,672

- ・核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金 8,008

- ・国際原子力機関等拠出金 87
内 容：国際原子力機関（ I A E A ）が行うプルトニウム国際管理
体制に関する検討に対する支援等
支出先：国際原子力機関

事務取扱費 21

歳計剰余金 26,020

翌年度繰越額 4,080

その他の剰余金 21,931